

吉備中央町

低所得世帯に対する支援給付金（3万円/1世帯） 及びこども加算給付金（2万円/1人）のご案内

- 低所得世帯に対する支援給付金（**1世帯あたり3万円**）は、住民税非課税世帯を支援する給付金です。
- こども加算給付金（**1人あたり2万円**）は住民税非課税世帯となっている18歳以下の児童を扶養している世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり **3万円**

児童1人あたり **2万円**

申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和6年度
「住民税非課税」の世帯

世帯全員が令和6年度
「住民税非課税」
世帯であるが、転入等により町
で課税情報が把握できない世帯

町から確認書が（要返送）
届きます

提出期間：令和7年5月30日（金）迄
（消印有効）

令和6年12月13日時点で吉備中央町に
住民登録がある方へ確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です

申請期限：令和7年5月30日（金）迄
（消印有効）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和6年度住民税非課税の世帯


世帯の全ての方が、令和6年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、町から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 内容を確認のうえ、町に返送してください。

【確認事項】

- ①世帯全員が住民税が課税されている他の親族等（子・親等）の扶養を受けている世帯ではないこと
- ②世帯の中に、令和6年度住民税課税となる所得があるのに未申告であるものはないこと
- ③令和6年度においてすでに他自治体で同種給付金（3万円及びこども加算2万円）の給付を受けていないこと

II 世帯の中に、令和6年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。 
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に町の窓口へ、直接または郵送でご提出ください。
- 必要な書類として、前住所地の課税証明書等の課税状況のわかる書類が必要になります。



低所得世帯に対する支援給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、市や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

吉備中央町 福祉課

☎ 0866-54-1317

受付時間 平日8:30~17:00（土日祝を除く）